



事業者BCP

「災害に負けない、“事業継続力”を強化しましょう！」

地域経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざというときに従業員の命や雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。

実効性のある計画を策定し、災害に負けない“事業継続力”を強化させましょう！



→自社にとって必要な事前対策を実施しましょう！

自然災害等が発生した場合の初動対応を決めておきましょう。また、自社への影響を推定し、目的達成のため必要な「事前対策」を具体的に検討しましょう。

自然災害等が発生した場合の初動対応例

人命の安全確保
(従業員の避難、安否確認)

**非常時の
緊急体制の構築**

**被害状況の把握と
情報発信**

効果のあった対応

適切な避難誘導(東日本大震災)

工場に最も近い高台を避難場所として決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができました。

安否確認の実施(東日本大震災)

平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉送信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否を確認することができました。

指揮命令体制の整備(大阪府北部地震)

災害対策本部の設置基準を「震度6以上の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の構成要員、各班の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができました。

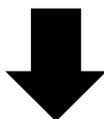
状況把握と情報発信(西日本豪雨)

災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信すること、主要な顧客に対して同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

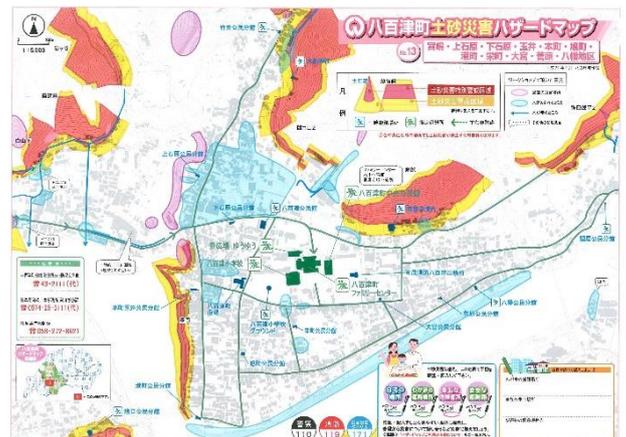
→ハザードマップを活用し、自然災害リスクを把握しましょう！

八百津町ハザードマップ

検索



土砂災害ハザードマップ／八百津町



年末調整



◎ 年末調整は、令和3年1月20日(水)までに・・・

◎ 「年末調整」各種改正があります。ご注意ください

1. 「給与所得控除額」が改正されています。

※年末調整の際には、「令和2年分年末調整のしかた」掲載の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

2. 「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、給与所得者から「基礎控除申告書」の提出を受ける必要があります。

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

3. 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子を有すること
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

4. 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました
- ロ 上記(1)ハの要件が追加されました

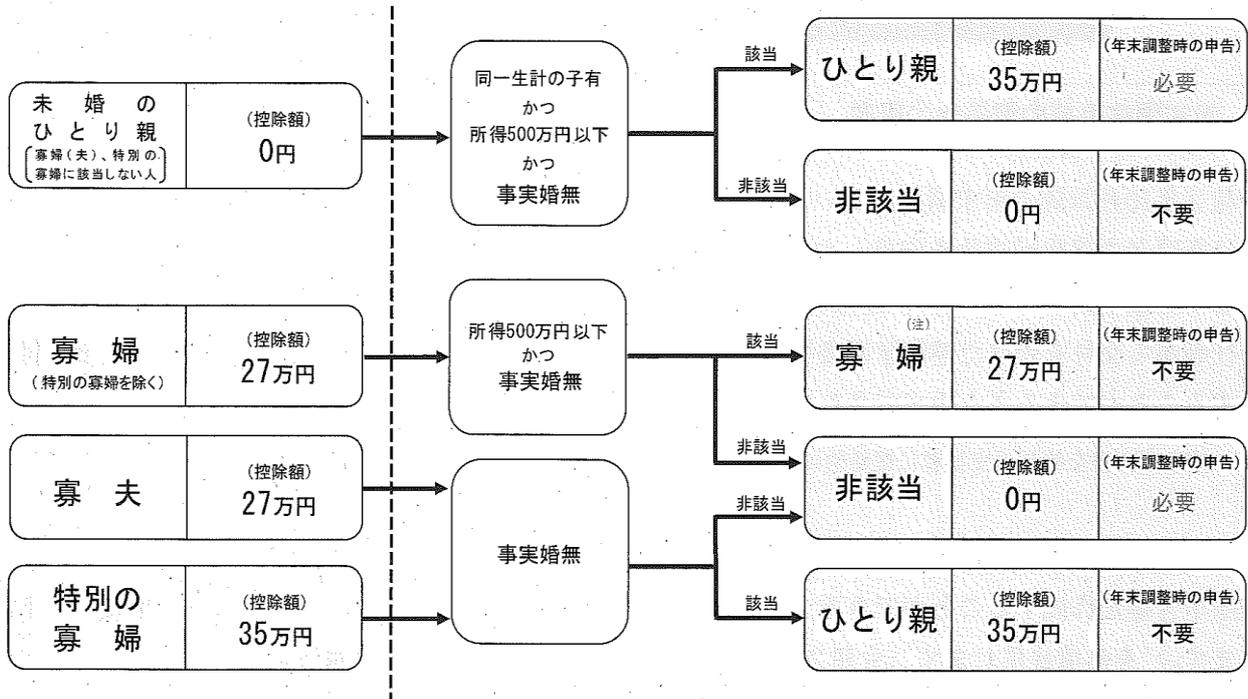
また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

年末調整

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



(注) 改正前の「寡婦(特別の寡婦を除く)」に該当する人が、上記適用判定の結果「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」(控除額35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

青色申告特別控除

◎「青色申告特別控除額」が変わります！

従前の青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、e-tax による申告(電子申告)を行う必要があります。

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様になります。

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別控除の要件 65万円の青色申告	(1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ① e-Tax による申告(電子申告) 又は ② 電子帳簿保存 </div>

※ 商工会では、商工会委嘱・税理士会派遣税理士の代理送信による電子申告を行っています。お気軽にご相談ください。

なお、申告期間はたいへん込み合いますので、お早目のご相談をお願いいたします！

八百津町利子補給制度の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」の影響による 実質0%利子融資をご活用みなさまへ



八百津町では、中小企業者と小規模事業者のみなさまの支援策として、金融機関からの借入に発生する利子に対して、八百津町が一部を助成する利子補給を実施しています。

これは、令和5年3月31日までに行われた借入で、1事業者300万円までの借入額を対象とし、年利率2%、1年間に6万円を限度として最長で5年間の利子補給が受けられるものです。

本年、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者のみなさまに対し、実質3年間の無利子融資（国による利子補助）が始まりました。この融資を利用された事業者に対しては、国の利子補給期間が3年間で終了することから、4年目・5年目の2年間は八百津町利子補給制度の対象期間となってきます。

そのため、新型コロナウイルス感染症対策融資に対して八百津町の利子補給制度を利用されます場合は、借入から3年間の国の無利子期間、または令和5年3月31日までの早い期間の内に、「八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給承認申請書」を八百津町商工会へご提出いただきますようお願いいたします。

但し、令和5年3月31日までの間に、八百津町の利子補給が受けられる融資は1事業者1融資のみとなりますので、ご利用に際しましてはご注意ください。

【対象となる融資制度】

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症対応融資（セーフティネット4号・5号、危機関連保証）
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）
- ・新型コロナウイルス対策マル経（日本政策金融公庫）

◎ お問い合わせ先

八百津町役場 地域振興課 商工振興係 電話 0574-43-2111（内線2255）

八百津町商工会 電話 0574-43-0266

新型コロナウイルス感染症対策費補助金

「八百津町新型コロナ感染症対策費補助金」の対象期間は、
令和2年4月1日～令和2年12月31日までに支払いが完了した
ものが対象です！

補助金の申請締め切りは、令和3年3月1日(月)までです。

お忘れのないよう、申請をお願いいたします。

申請窓口：八百津町役場 地域振興課 商工振興係

TEL 0574-43-2111（内線：2255）



 出入国管理庁

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。



不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。
1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

 (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
 ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

 (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
 ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

 (例) ・外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
 ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意!



事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒ **30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。**所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

可茂食品衛生協会 八百津支部

(公社)日本食品衛生協会・都道府県市食品衛生協会 主催

ノロウイルス 食中毒予防強化期間

令和2年11月1日 ▶▶ 令和3年1月31日



「ノロウイルス」は、

- ① 手洗いでつけない！
- ② 加熱でやっつける！

岐阜県知事メッセージ

感染症流行期の冬季・年末年始を控え、一層の警戒継続を・・・。

1. 高感染リスクの行動を回避

→「大人数の酒類を伴う飲食」など高リスクの場の回避
特に「マスク未着用」「大声を出し飛沫が飛び交う」行動は要注意。

2. 体調不良時は必ず行動ストップ！

→「体調がおかしい」と自覚したら、会食をはじめ外出、出勤、登校をストップ。
ただちに、医療機関へ相談・受診。

3. 「マスク着用」「手洗い徹底」「人との距離確保」

→感染症はみんなで守る危機意識。
引き続き、基本的な感染防止対策を徹底。

4. ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言の徹底

→コロナ・ハラスメントを許さない環境づくりを。
また、実際にハラスメントを受けたり、
見聞きした場合は、すぐに相談窓口。



くっつかないモン
#KeepDistance



手を洗うモン
#WashHands



換気をするモン
#OpenWindow



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>